

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和7年11月21日

分任契約担当官代理 陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊契約班長 高橋 佑太

1 工事概要

- (1) 工事名 海田市 (R7) 22号建物便所改修工事
- (2) 工事場所 陸上自衛隊海田市駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の主たる工事を行うものである。
トイレブース撤去及び新設
- (4) 工期 令和8年3月31日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「管工事」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級がD等級以上又は「管工事」に係る等級がC等級以上であること。
- (5) 平成21年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡し完了した工事のうち、建築一式工事又は管工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定

通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 二級建築施工管理技士又は二級管工事施工管理技士同等以上の資格を有するものとする。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

- ・一級建築工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士の資格を有する者
- ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であり、その旨を発注者に質疑し問題なく認められた者。

イ 平成21年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(10) 中国四国防衛局管轄区域内（広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県）に建築業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒736-8502 広島県安芸郡海田町寿町2-1

陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊

担当 高橋

TEL 082-822-3101 (内線2340) FAX 082-823-4226

メール ma350fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和7年11月21日から令和7年12月12日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付方法

入札参加希望者にメールで送付する。(1)の担当部局において交付を希望する場合は事前に連絡を行うこと。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和7年12月12日（金）午後5時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出すること。郵送等の場合は、発送した旨を会計隊へご連絡下さい。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限及び提出期限 令和7年12月23日（火）午後4時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

郵送等の場合は、発送した旨を会計隊へご連絡下さい。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年12月24日（水）11時30分

イ 場所 陸上自衛隊海田市駐屯地 会計隊入札室（1号庁舎1階西側）

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

(3) 契約保証金

免除。ただし、落札者は、金融機関、保証事業会社若しくは公共工事履行保証証券の保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行うものとする。なお保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定主任技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 請負金額が300万円以上の場合、前払金保証証書の寄託を条件に、申請に基づき請負金額の10分の4以内の範囲内で前金払いに応ずる。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(11) 契約書は作成する。

(12) 中部方面会計隊入札公告HP (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>) に掲示している「建設工事に係る入札心得書等」を承知のうえ、入札に参加すること。

(13) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(14) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(15) 代表者以外での入札については入札までに委任状を提出すること。(様式随意)

(16) 詳細は、入札説明書による。

仕 様 書

調査要求番号	5RMCIAK0051	作成年度	令和7年11月19日
工事件名	海田市 (R7) 22号建物便所改修工事	作成年月日	令和7年11月19日

- 1 工事場所
広島県安芸郡海田町寿町2番1号 陸上自衛隊海田市駐屯地
- 2 適用範囲
本仕様書は、陸上自衛隊海田市駐屯地22号建物の便所等改修工事に適用する。
- 3 工事期間
契約締結日の翌日 ~ 令和8年3月31日 (火) までの間 (基準)
- 4 工事概要

工 種	工 事 概 要	数 量	数 量
建 築	仮 設	養生、整理清掃後片付け	1式
	撤 去	押さえコンクリートカッター入れ t=30mm	19.3m
		押さえコンクリート撤去 t=30mm	3.9m ²
		トイレブーム撤去	1式
	金 属	点検口取付 (天井) 450角	2箇所
		床モルタル塗り ビニル系床材下地	8.0m ²
	左 官	床モルタル塗り モルタル仕上	2.3m ²
		トイレブーム新設	1式
	塗 装	素地ごしらせ 石こうボード面 (塗替)	69.2m ²
		下地調整 石こうボード面 (塗替)	69.2m ²
壁塗装 石こうボード面 (EP塗装)		69.2m ²	
床シート張り		8.0m ²	
内 外 装	軽量鉄骨壁下地	34.6m ²	
	壁石こうボード張り	69.2m ²	
	軽量鉄骨天井下地	13.6m ²	
撤 去	天井ボード張り	13.6m ²	
	既設照明撤去	1台	
電 気 設 備	電源撤去	1式	
	1種金属線ひ新設 メタルモールB型	6.6m	
	LED照明新設	2台	
電 灯 設 備	アースターミナル付接地コンセント新設 運用型2P15A×1	2個	
	スイッチボックス 1個用	2個	
	3連スイッチボックス (切替スイッチ3個付)	1個	
そ の 他	漏電遮断器新設 ELCB 2P20A 15mA	3個	
	分電盤改造	1式	
機 械 設 備	和式便器撤去	2台	
	給水金物撤去	1式	
	紙巻器撤去	2個	
	排水配管新設	1式	
衛 生 器 具 設 備	排水配管新設	1式	
	洋式便器新設	2台	
	給水金物新設	1式	
	温水洗浄便座新設	2台	
換 気 設 備	紙巻器取付	2個	
	換気扇新設 (2室同時換気タイプ)	1台	

7x8x10調査・分析等	現地調査・採取・分析 (壁材)
	地方自治体への届出・手続き
	1棟体 1式

- 5 一般事項
 - (1) 本工事は、本仕様書・図面・次の基準及び関係法令等を遵守して実施すること。
なお、仕様書に記載なき事項等については、事前に監督官と協議のうえ指示に従うこと。関係仕様書については次のとおり。
・公共建築工事標準仕様書 (建築・電気・機械設備工事編 (最新版))
・公共建築改修工事標準仕様書 (建築・電気・機械設備工事編 (最新版))
 - (2) 工事は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
 - (3) 駐屯地 (宿舍地区含む) 規定により、喫煙は所定の位置で行ない、施工中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、工事場所以外の立ち入りを禁止する。工事の都合により立ち入りを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
 - (4) 工事時間は午前8時15分から午後5時までとし、時間外・土曜日・日曜日及び祝日等に工事を実施する場合は、事前に監督官に届出で指示に従い実施すること。
 - (5) 自衛隊 (宿舍含む) 施設からの電気・給水は原則使用しないものとする。
 - (6) 受注者は、工事実施に先立ち、監督官と協議のうえ工事工程表を作成し、監督官に提出することとし、了解を得たのち工事を実施すること。
 - (7) 工事に際し、関係各官公署等への届出等が必要である場合は受注者の責任において迅速に処理すること。
 - (8) 工事に際し、製作図・承認図・図面及び見本等が必要であると考えられる場合、もしくは監督官から指示があった場合には速やかに監督官に提出し、承諾を得ること。
 - (9) 受注者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示する場所。項目は、着手前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示する場所とし、作業完了後速やかにA4判アルバムに整理のうえ提出すること。
 - (10) 工事は受注者の責任施工とし、施工に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
 - (11) 着工に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本工事は、図面より現地での取り合いを優先する。
 - (12) 現場の納まりや取り合わせ等により、材料の寸法や取付位置または取付工法を変更する場合は、監督官の指示を受けて行う。また、これにより数量を多少増減する等の軽微な変更が生じた場合においては、請負金額の変更及び工期の延長はしないものとする。
 - (13) 工事に際し、新設または既設部分への補強及び養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置を施すこと。
 - (14) 工事の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるものとする。

工事名称	海田市 (R7) 22号建物便所改修工事	
図面名称	仕様書 (1)	
	陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊	図面番号 1 / 4

(15) 工事発生材(金属類で売却可能品)については、監督官の指示する場所を集積し、種類別に整理し、発生材調書と共に部隊側に引継ぐものとする。なお、その他の発生材については、受注者の責任において場外処分することとする。この際、廃棄物の処理及び清掃に関する法令等に基づき適正に処理し、マニフェストの写しを工期未までに提出できるように処分すること。なお、マニフェストについては、受注者負担とし、処理及び収集運搬の契約書及び許可証の写しを提出すること。

(16) その他不明な事項等はその都度監督官と協議する。

6. 特記事項

(1) 本工事で使用する材料は再利用品を除き、全て新品とし、標準仕様書によるほか図面及び以下のとおりとする。ただし、事前に監督官に届け出て承認を得たものについては、同等品以上のものを使用することができる。その他記載なき事項については、標準仕様書及びJIS規格並びに各種協会規格に準ずること。

- ア 建築工事
- (1) ビニル床シート：JIS A 5705 (ビニル系床材) 同等品
 - (2) 合成樹脂エマルジョンペーパー：JIS K 5663 同等品
 - (3) 合成樹脂エマルジョンペイント；JIS K 5663 同等品
 - (4) 軽重量骨下地材：JIS A 6517 同等品
 - (5) 石こうボード：JIS A 6901 同等品
 - (6) トイレブース；メラミン化粧板、脚金物 同等品

イ 電気設備工事

- (1) EM-EFケーブル：JIS C 3605 (600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル平形) 同等品
- (2) コンセント：JIS C 8303 (配線用差込接続器) 2P15A×1 ET付 同等品
- (3) 漏電遮断器；JIS C 8201-2-2 (漏電遮断器) ELCB 2P50AF20AT 100V 同等品
- (4) ねじなし電線管；JIS C 8305 E51 同等品
- (5) 1種金属線びり；Panasonic DZB200KW ホワイト B型 同等品
- (6) LED照明；Panasonic XLX430AENC LE9 同等品

ウ 機械設備工事

- (1) 衛生器具；JIS A 5207 (衛生器具一便器・洗面器類) II型 C710S 同等品
- (2) 温水洗浄便座；JIS A 4422 (温水洗浄便座) 同等品
- (3) 大便器用洗浄弁；JIS B 2061 (給水栓) 同等品
- (4) 給水管；JIS G 3442 (水配管用亜鉛メッキ鋼管) SGPW 25A 同等品
- (5) 排水管；JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) VP 75A 同等品
- (6) 給水管継手；JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手) 同等品
- (7) 排水管継手；JIS K 6739 (排水用ポリ塩化ビニル管継手) 同等品
- (8) 紙巻器；TOTO VH51R 1型型 同等品
- (9) 換気扇；高須産業㈱ TK-265R2L 2室同時換気タイプ 同等品

(2) 建築工事

ア トイレブースは官側に承認図を提出すること。また、改修箇所も同様とし官側の承認を得たうえで製作すること。

イ 塗装やタイル等は色見本を提出し官側と調整のうえ色等を決めること。

ウ 天井点検口の開口部は野縁等と同材を用いて補強を行うこと。

ア ケーブルが防火区画を貫通する場合は関係法令に適合したもので、貫通部に適合する材料および工法によるものとする。

イ 金属線びりの切り口は、バリ等を除去し平滑にすること。

ウ 1種金属線びり及び屋外配管の固定間隔は商品の適合する間隔で壁に取付することとし、接続部及び両側や付属品の接続部等端部に近い箇所を固定すること。

エ 1種金属線びり内では電線の接続は防水処理をすること。

オ 屋外配管の接続部や貫通孔等は防水処理をすること。

カ コンセントの設置はR1+500を基準とし、詳細の位置は官側と調整し指示に従うこと。また、スイッチボックスと埋込コンセントを使用し露出で取付すること。

キ 配線完了後、絶縁抵抗試験を行い異常がないことを確認すること。

(3) 機械設備工事

ア 既存建物の給排水管経路が不明なため給水管及び排水管の接続位置等は監督官と調整し指示に従うこと。

イ 洋式便器の位置の細部は既設給排水管を確認したうえで監督官と調整して選定すること。また、位置が確定次第監督官に給排水管の取り合い等を図面等で提出すること。

ウ 取付完了後、動作確認し給水や排水の漏れ等の異常がないか確認すること。

(4) アスベスト調査

本工事に先立ち法令に基づくアスベスト調査を実施するとともに必要な届出等手続きを確実にを行い、官側に報告すること。また調査の結果アスベスト含有が判明した場合、撤去工事の養生及びアスベスト含有建材の処理(磨石綿等、石棉含有廃棄物)において設計変更が必要な場合、請負者はすみやかに数量及び見積書を提出すること。事前調査を行うのは1検体としているが、現地調査・確認のうえ数量の変更が必要な場合は設計変更により対応する。

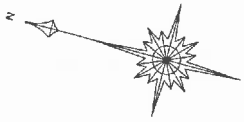
7. 提出書類

- (1) 工程表 1部 (契約後速やかに)
- (2) 現場代理人通知書 (略歴書含む) 1部 (同上)
- (3) 打合せ簿 1部 (その都度)
- (4) 竣工届 1部 (工事後速やかに)
- (5) 材料承認額 1部 (作業開始までに)
- (6) 材料等搬入報告書 1部 (同上)
- (7) 施工体制台帳 (下請け契約を結んだ場合) 1部 (契約後速やかに)
- (8) 工事日誌 1部 (その都度)
- (9) 工事写真 1部 (工事後速やかに)
- (10) マニフェスト (写し) 1部 (同上)
- (11) 産廃処分・運搬等の契約書及び許可証 (写し) 1部 (契約後速やかに)
- (12) その他指示された書類

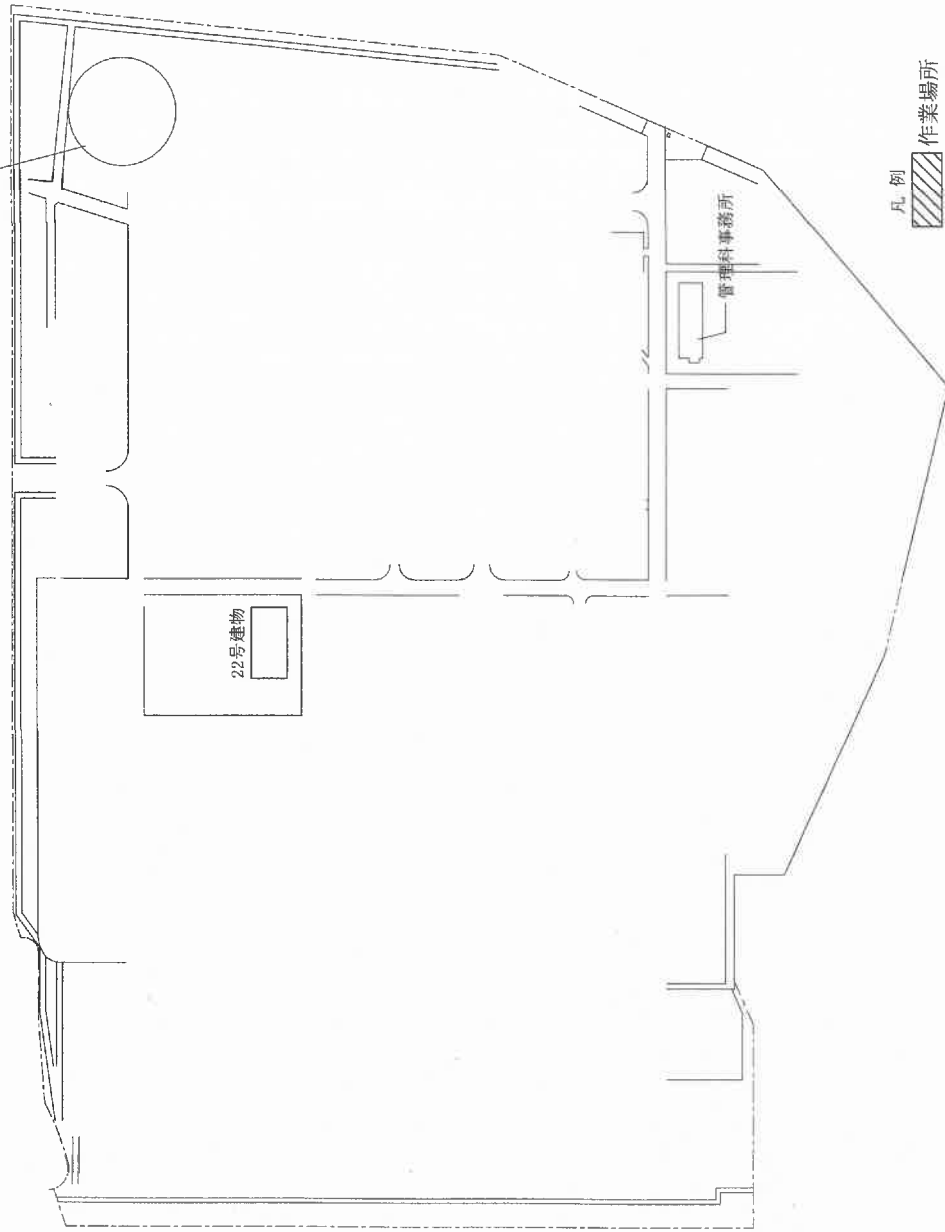
8. 竣工検査

工事終了後、現場清掃のうえ監督官に届け出て検査官の実施する完成検査を受け、合格をもって工事完了とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け、合格をもって工事完了とする。

工事名称	海田市 (R7) 2 2号建物便所改修工事
図面名称	仕様書 (2)
陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊 図面番号 2 / 4	

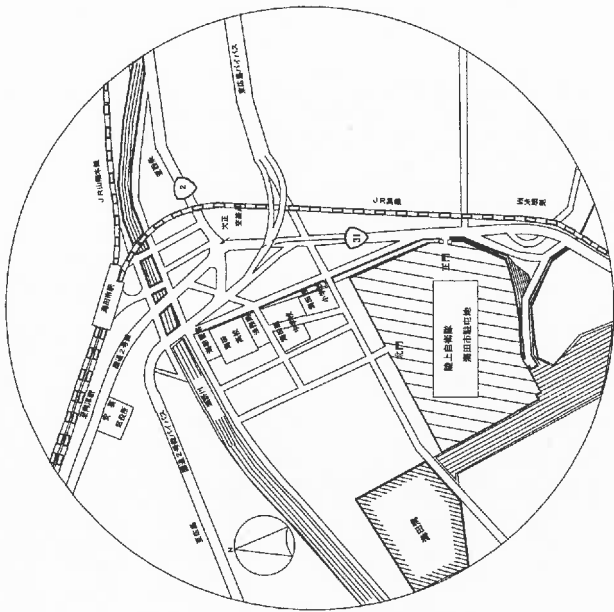


発生材置場

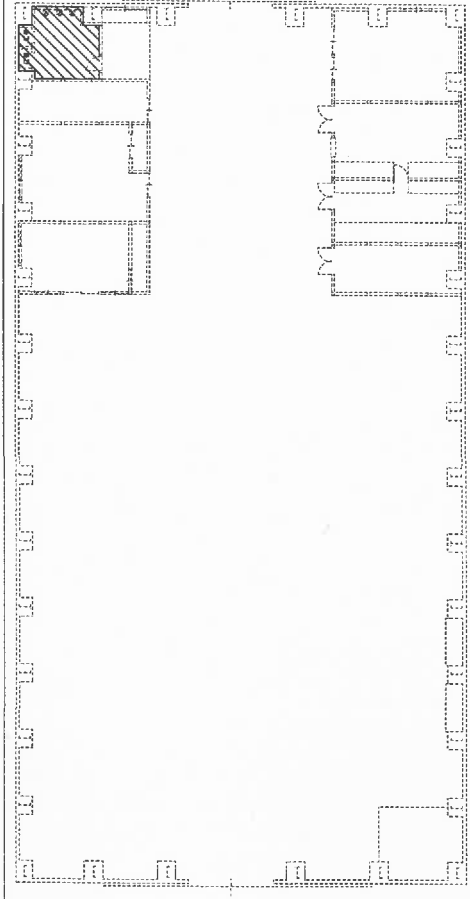


凡例
 作業場所

配置図 S=1/3000

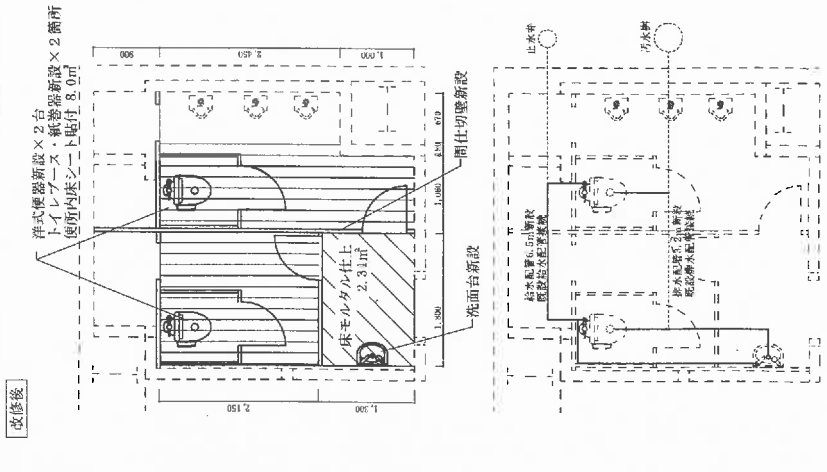
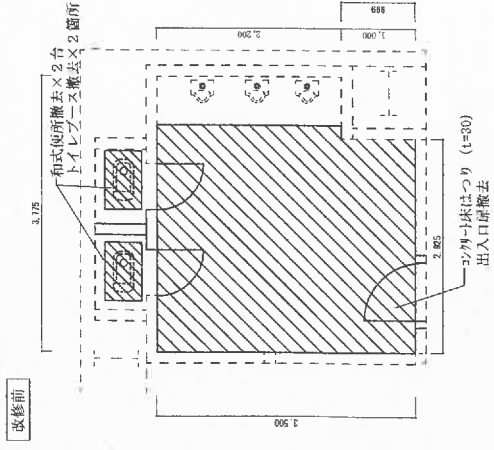


案内図 S=1/X

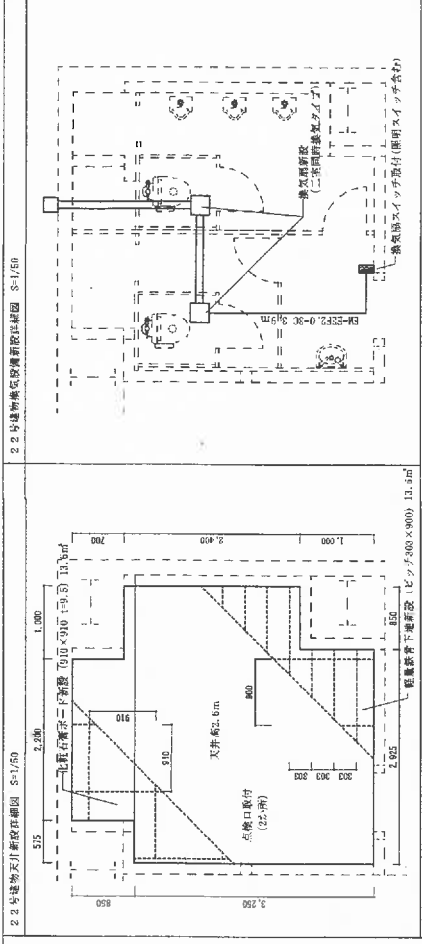


2.2号建物平面図 S=1/200

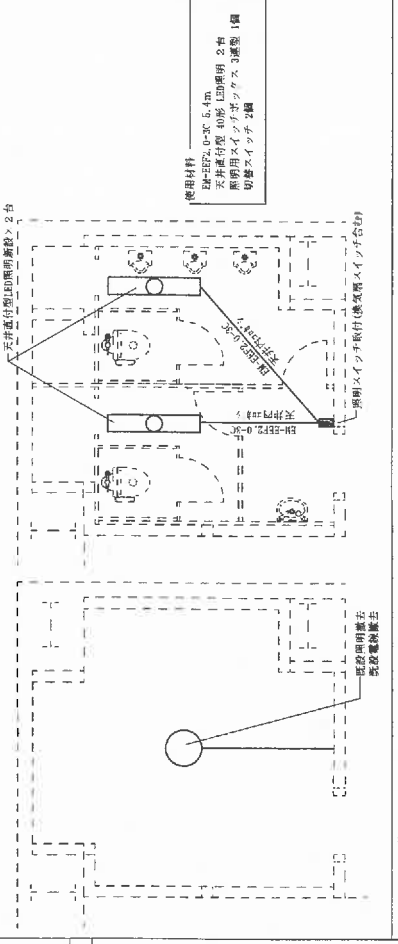
2.2号建物使用改修前平面図 S=1/200



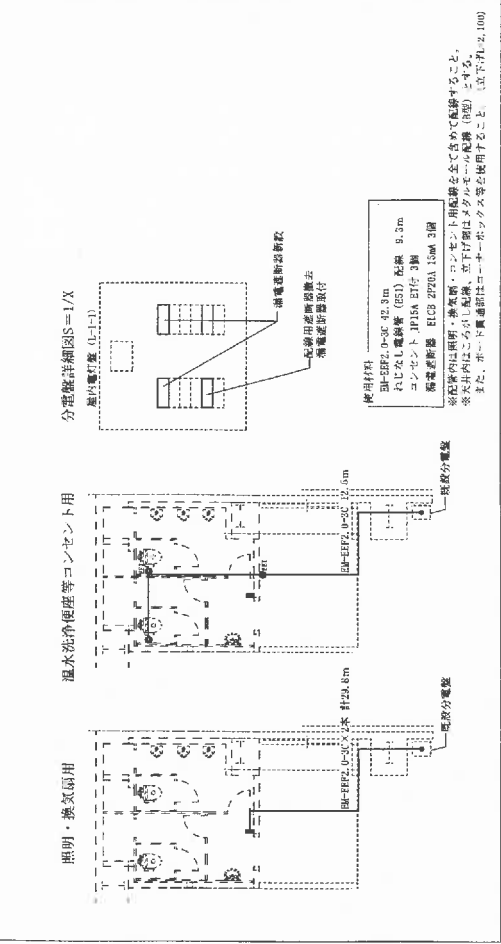
※配管の配管経路 (給排水用) が不明なため、推定される位置で配管配管に管理すること。



2.2号建物照明設備設計詳細図 S=1/50



2.2号建物電気設備設計詳細図 S=1/100



※配管の配管経路 (給排水用) が不明なため、推定される位置で配管配管に管理すること。